

平成 19 年 1 月 26 日

消 防 庁

携帯電話・ＩＰ電話等からの１１９番緊急通報に係る
位置情報通知システムの運用開始

標記のシステムが本年４月１日から運用開始され、全国では４１消防本部（受信エリア ７９市区町村）において導入されます。また、その後、平成１９年度中には新たに４８消防本部において導入される予定であり、それ以降も順次導入が進んで行く見込みです。

屋外からの通報で住所不案内の場合も多い携帯電話からの１１９番緊急通報をはじめとして、通報者の発信位置を迅速に把握することが可能になりますので、より迅速かつ確実な消防活動に役立つようになります。

１ システムの概要

１１９番緊急通報があった場合、音声通話と併せて通報者の発信位置に関する位置情報が自動的に消防本部（非常備消防の場合は町村役場等）に通知され、指令台において電子地図上に表示されるシステムです（[別紙１](#)参照）。

２ 対象となる電話及び通知される位置情報の内容

いわゆる第三世代の携帯電話及びＩＰ電話・直収電話（０５０で電話番号が始まる電話サービスを除く）が対象となります。

携帯電話からの通報の場合には、緊急通報を受信した基地局所在地等から算出された位置情報が通知されますが、ＧＰＳ測位方式対応機種については、より精度の高いＧＰＳ測位情報が通知されます。また、ＩＰ電話・直収電話からの通報の場合には、契約者情報（住所及び氏名）が通知されます。

3 導入予定の消防本部名及び公表

本年4月1日及び平成19年度中に位置情報取得を開始する予定の消防本部は、[別紙2](#)のとおりです。

なお、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) の「分野から検索」の「情報通信」において、導入する消防本部名を含め本件に関する情報を順次公表いたします。

4 その他

- (1) 位置情報が十分に確認できないことがありますので、119番緊急通報に際しては、これまでどおり口頭で住所地や目標物等をお伝えいただきますよう、ご協力をお願いします。
- (2) 対象となる電話からの通報であっても「184」を付加して119番緊急通報を行った場合、位置情報は消防本部等に通知されません。ただし、人の生命・身体等に差し迫った危険がある場合等、消防本部等において緊急に位置情報が必要と判断すれば、位置情報を取得することがあります。

【添付資料】

(別紙1) 位置情報通知システムの概要

(別紙2) 導入予定の消防本部一覧

【連絡先】消防庁防災情報室

担 当：石山、齋藤

電 話：03-5253-7526（直通）

F A X：03-5253-7536